

---

---

平成30年大和町議会12月定例会議会議録

---

---

平成30年12月6日(木曜日)

---

---

応招議員(17名)

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

---

---

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	教育総務課長	小 川 晃 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	生涯学習課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 秀 一 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
保健福祉課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議事庶務係長	本 木 祐 二
次 長	野 田 美 沙 子		

---

---

議事日程〔別紙〕

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

午前9時58分 開 議

議 長 （馬場久雄君）

皆さん、おはようございます。

定刻前ではありますが、おそろいでございますので、ただいまから本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

---

#### 日程第1 「会議録署名議員の指名」

議 長 （馬場久雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、17番中川久男君、及び1番千坂博行君を指名いたします。

---

---

#### 「諸般の報告」

議 長 （馬場久雄君）

諸般の報告を行います。

昨日、社会文教常任委員会より、千坂裕春君からの委員長辞任願いにより許可したとの報告がありましたので報告いたします。また、委員会での互選の結果、委員長に浅野俊彦君が選任されましたので報告します。

---

---

#### 日程第2 「議会運営委員の辞任」

議 長 （馬場久雄君）

日程第2、議会運営委員の辞任についてを議題とします。

本件については、8番千坂裕春君の一身上に関する事件の議題ですので、地方自治法第117条の規定により、8番千坂裕春君の退場を求めます。

昨日、委員会条例第12条第2項の規定により、委員千坂裕春君より辞任願いの提出

がされましたので、これを許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、千坂裕春君の議会運営委員の辞任を許可することを決定いたしました。

千坂裕春君の出席を求めます。

千坂裕春議員にお知らせいたします。ただいま議会運営委員の辞任を許可することに決定しましたので、お知らせいたします。

---

### 日程第3「議会運営委員の選任」

議長（馬場久雄君）

日程第3、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

委員は議会運営委員会の申し合わせ事項により、各常任委員会の正副委員長が当たるとなっております。したがって、委員には、委員会条例第7条第3項の規定により、社会文教常任委員会委員長浅野俊彦君を新たに委員とし指名することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名した浅野俊彦君を議会運営委員に選任することを決定いたしました。

---

### 日程第4「一般質問」

議長（馬場久雄君）

日程第4、一般質問を行います。

きのうに引き続き、順番に発言を許します。

16番大須賀 啓君。

16番（大須賀 啓君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

まずは、議長の顔を見ましたら、気になることが2つ。町旗と国旗がありますが、

議長の中で垂れているんですね。これは、今簡単なレールがあってぴんと張るように安く売っていますから、町旗も国旗も垂らさないで張ったらいかがでしょうか。

それと、質問の前にぜひ、馬場良勝君から、きょうは浅野局長の誕生日ですから質問する前にお祝を言ってくださいとご指導いただきましたので、局長、誕生日おめでとうございます。

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。（「それでは、諸般の報告の次に一般質問をよろしく願います」の声あり）

私の質問は単純でありまして、けさ議場に入って町長の答弁書を拝見しましたら、きのうの方も、同僚議員も何か言っていたような気がしたんですが、余り長くはないので、私も短く質問させていただくかなというふうに感じていました。

まずは、単純であります、水路の整備についてであります。

宮床久保田地内の水路に、町道・国道457号線の雨水の水路、側溝がつながっております。しかし、その用水路は途中で途切れております。その整備についてお伺いをいたします。

議長（馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

おはようございます。きょうもよろしく申し上げます。

それでは、ただいまのご質問でございます。水路（青線）の整備についてでございます。

用水路に町道・国道457号線の雨水の水路がつながっているが、その用水路が途切れている、その整備についてというご質問でございました。

場所につきましては、宮床字久保田を通ります国道457号線から宮床字中野、宮床児童館前の町道中野下小路を横断しております用水路と推察いたします。

現況を見ますと、国道457号線から町道を横断して、途中で水路等の形跡がなく、下流の耕作地に流入している状況となっております。公図等からも同様に、国道から町道、町道を横断後、数十メートルのところまで水路敷、青線については途絶えていることを確認させていただいております。

町道中野下小路線につきましては、昭和58年度に町道に認定されたものでございま

す。現在、国道457号線の前身であります県道大和ミヤギ線バイパス工事完成に伴いまして、宮城県より移管された路線でございます。

町道や県道、国道の雨水排水につきましては、河川へ直接排水となるほか、農業等の用排水路に接続されている現状であり、その用排水路につきましては、利用者の方々において除草、土砂払いなどの維持管理がなされておりますので、道路事業等におきます整備については困難と考えております。

現在、宮床地区の子育て支援住宅整備事業が予定されておりますので、造成におけます切り土、盛り土、雨水排水などの計画を作成することとなりますので、その計画におきまして検討を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

大須賀 啓君。

16 番 （大須賀 啓君）

最後に、その計画について検討を図るということではありますが、町長、この水路については、いつごろから途中でとまっているお話といたしますか、このことについて知っておりますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

時期について、いつごろとちょっと明確ではないですけれども、地権者の方からそういう形でとまっているのでというお話が、担当課といたしますか課のほうに、役場のほうにお話があったということは聞いておりました。

議 長 （馬場久雄君）

大須賀 啓君。

16 番 （大須賀 啓君）



私が議員になる前からですから、もう既に30年、もっと前から、このことについては、地域の方々あるいは地権者の方々からお話を聞いて、私も何度も担当窓口足を運んでお願いというかをした経緯があります。そのたびに、このきょうの回答書と同じようなお話はされました。

しかし、町長ご存じのように、児童館も昭和45年に開設されておりますね。その当時はまだ下水道もない時代であります。したがって、もちろんトイレはくみ取りだったと思いますが、雑排水あるいは庭の雨水、今でも庭の雨水については建物より北側については側溝につながっております。広場の面については、東側と言えはいいのかな、東側にパイプが入って、要するにその水路から途切れている側溝につながっている堀というかに流されているのはご存じですか、町長。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その排水のルートとといいますか、水の流れとといいますか、そういったことについては聞いております。知っております。

議 長 （馬場久雄君）

大須賀 啓君。

16 番 （大須賀 啓君）

何度も私も窓口でお願いした経緯、あるいは地権者の方々、あるいは中野地区の区長などもお話をされたというふうに伺っておりますが、回答書で答えられているように、道路事業等における整備については困難と考えていると。これはわからないわけでもございませんが、国道の雨水側溝が、セブンイレブンのところに信号がありますね。あれの東側とといいますか、あれを中心に100メートル、170メートルぐらいの側溝がこの町道に接続されております。町道は、セブンイレブンの信号から児童館の脇を通过这个排水路まで約200メートル。これは左右、しかも今現在は民家が国道に2軒、町道に面して5軒、1棟16世帯のアパートが3棟、それに会社が2軒。セブンイレブンの角にある会社については、これは入って調べるわけにいきませんから、詳

しく膳本などをとれば面積もわかったと思うんですが、目カンで見ますと1,000坪ぐらいの面積であります。全面舗装されております。全ての水がこの側溝に来てつながっている。そして、児童館。すごい雑排水、さらには道路の雨水がこの水路に流されているんですよ、町長。町道からこの水路につながって、水路認定といいますか、途中でとまっているというところまでは65メートル。さらに、そこから川までは128メートルあります。

昔は町道を挟んで上下の方々、田んぼをつくっていた方々が10名ぐらいおったんですね。今の457の国道上下、町道の上下入れますと。10年ぐらい前からは1人の方が、もっと前ですか、10年前ぐらいからやめていますから、昭和の時代から、20年ぐらい前からは1人の方がつくっておったわけです。そして、1人の方が排水側溝上げておった時代もあったそうであります。

ですから、何度も窓口に来られ、私も何度も来ましたし、区長も何回か来たというふうになってきました。今の区長じゃなくね。ですが、来るたびに、道路整備としては困難、できない。あるいは、最近では資材をやるから入れろというようなお話をされましたが、町長、これは道路として整備されないのは言うまでもなくわかります。わかりますが、国道・町道の雨水、さらには全部入れますと何軒になりますか。アパートだけで48世帯。1棟のアパートを店舗にしましたから、正しく言えば47世帯になるのかな。2世帯分を1世帯にして店舗にしたように見受けられますから47世帯。さらに民家が5軒、会社が2軒、そして食堂が1軒あるんです。

今は私は毎日散歩しませんが、きのうもきょうも、ここ二、三日歩いて側溝を見ているんですが、すごい何ていうんですか、アオミドロというんですか。夏ですと、ふたがされていせんから歩けませんよ、臭くて。その側溝でさえも。それが、水路につながって行きどまりで。都市建設課で多分、大雨のときに行って写真を撮ったのがあるというお話を地権者から伺ってきたんですが、雨降ったときに来てもらって現況を見てもらったそうであります。とにかく流れる先がないんですからね、すごいですよ。私も何度も確認しておりますが。

なぜそういう場所を整備されないのか。単純に、事務方というか担当課の方がお話しするのはわかりますが、町長ね。町長は職員のただ単のリーダーだけでないでしょう、代表だけでないんでないですか。私は政治家だと思いますよ。これはやっぱり政治家として、町長として、やれないということじゃなくて、やる気がない。こんなに困っている地権者がいるのに。町長、例えば自分の田んぼにそういう、雨水でないです

よ、家庭のそういう水とかも流れてきているわけですから、物すごい量でないですか。50、60世帯ぐらいになるんじゃないですか、食堂を入れますと。雑排水のにおいですよ。町長、どのように考えますか、感じますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいま議員からご説明いただきました。済みません、そこまでの情報的に私は集めていないところがありまして、大変申しわけなかったというふうに思っております。

生活の雑排水ということで、農集排とかいろいろできてはいるわけでございますけれども、これまでの期間、そういったことがまだ整っていない時代もあったと思っております。田んぼをつくっている時代と、減反とかそういった形で作らなくなってきた時代という経過がずっとあったわけでごさいます、その辺については大変申しわけなく思っています。

議 長 （馬場久雄君）

大須賀 啓君。

16 番 （大須賀 啓君）

町長に申しわけないと言われても困るんですけどもね。やっぱり町長、町長もこのことについては何年前なのかわかりませんが知っておったということでもありますから、やっぱり担当課なりに現場も確認してもらっていたというふうには、今の課長だけでなく歴代の課長が、多分お願いしたたびに現場は見ていると思うんですね。この執行部の方々だって都市建設なり来たときに多分耳にしている方が多いかと思うんです。

ただ単に昔の状況で、昔は多分この行きどまりのところから田んぼにつながっていたんだよね、直接。ですからここで、途中で65メートルでとまっていたんだと私は思います。現に田んぼをつくっていたからね。それがやっぱり時代の変化、流れで、田んぼをつくらなくなったり、一部埋め立てをしたりされて、あとは垂れ流しみたいにな。減反になって垂れ流しみたいになっているんですよ、側溝の跡はありますが。ですか

ら、最後に田んぼをつくっていた方も、とてもつくり切れないと。すごいにおいがするし、大雨のときはいろんなのが流れてくるし。そして、休止の状態で、今はおりません。

問題なのは、なぜそのときに、やっぱりその調査といいますか、ただ道路整備ではできないということだけでなく、全く変わっているわけですからね。国道からその水路をつくって水路までの町道の周辺は、何回も言うように、アパートが1棟16棟の3棟が建ったり、食堂が出たり。でも、不思議なのは、児童館が昭和45年に、このときは県道だと思うんですが、そのときに既に庭先の雨水はパイプをつけて流しているんですからね、町で。昭和45年に児童館開設した当時から。こういうのにも問題あるんじゃないですか。

これは町長、今さらでなくて、わかりますよ、その子育て支援住宅。まだ先のことでないですか。2年先か3年先。今本当に住んでいる方々も、地権者の方々も、これは本当におとなしい方という失礼だけれども、静かな方だからいいようなもの。おらの田んぼに道路の水をよこすとなったら、町長どうするんですか。つくってもらわなくてもいいから、道路の排水雨水、流さないでくれと言われてたら。橋のほうに側溝を下げていくしかないんでないですか。勾配を見ると、橋の底辺、そこまで行くんじゃないですか、多分。橋のたもとに流すとしたらですね。

ですから、町長、これはやっぱり子育て支援とは別に考えてもらって、早目にやってもらいたい。きのうの朝もきょうの朝も私は行ってきました。児童館のフェンス、多分熊も出た情報は知っているかと思いますが、イノシシも出ていますし、フェンスにこういう穴があいて何かビニールテープみたいなので巻いておったようですが、それも多分壊されておりましたね。子供たちが行っている児童館でありますから、あの辺なども問題が私はあるんでないかというふうに思いますが、いずれにしても私の質問は水路の問題ですから児童館には触れませんが、関連してそういったことも確認してきましたが、やっぱりいずれにしても、町長、今まで何十年もそれこそ今の状態でいたわけですよ。新しくあそこに3棟のアパートが出たのも大分しばしなるわけですし、3年5年でないわけですから。

やっぱり職員の皆さんがやられる、あるいは言われるお話は限られていると思うんですね。そこからはやっぱり町長、政治家ですよ、町長は。やっぱり町長が、住民が困っていることにどうしたらやられるのかという発想で職員に指導したならば、とくに私はこんな水路、こんなと言ったら失礼ですけども、たかが150メートルか200

メートルもない水路。とりあえずは、土側溝でもよかったはずだと思うんです。それすらしないで、資材をあげるから勝手にあなたU字溝を入れなさいなんていうお話は、行政としていかなものなのか。

そして、町長として、やっぱり知っていたとすれば、詳しく調査をさせれば、こういった民家なり食堂なりアパートがあるわけですから、昔のイメージでの道路敷としての整備はできないのは私もわかりますよ、それは。でも、現実には、何度も言うように、国道の排水、雨水、町道の約200メートルですね。きのうもきょうも私ははかっただんですが、そういう雨水が現実にはその水路に流れているんですよ。そして、65メートル行ったところで行きどまって、そこから勝手に地権者がやれという話はどうなんでしょう。むしろ町なり、国道を走っているんですから、国道をつくる時に町道に流した部分、あるいは水路に直接国道ののり面の下からつながっている部分があるんです。その部分もU字溝が入っている。直接つながっているんですよ、その水路に。そういうときに、地権者には多分話がなかった。町にあったのか、相談されたのかわかりませんが、現実にはそうなっているんですから、状況は。ですから、やっぱり私は速やかにやっていただきたいと思うんですが、町長いかがですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

繰り返しになりますけれども、私の情報収集不足ということだというふうに思っております。そのための指導ができなかったということですので、早速再度調査したいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

大須賀 啓君。

16 番 (大須賀 啓君)

こういうところはここだけでなく、向原にもありますし、よそに町内にもたくさんあるかと思うんですね。ただ、そういった雑排水が流れてくるというのは、極端に言えば、こんなにも、アパートだけでも47世帯、48世帯の雑排水が流れてくるという

のは事実ですから、そのところを調べていただければ、とっくにこの排水路は川の先までつながっていたんでないかなというふうに私は思うんであります。

ですから、担当課の方々がおっしゃるのは私も理解できます。「できない」と。それは、やっぱりできないのはできないんですから、あとはその先は町長、あなたがやっぱり政治力を発揮して、やっぱり今までしなかったというのは私は不思議でならないと思いますので、早急な対策を切に要望しますが、町長もう一言お願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
繰り返しになります。その状況について再度確認して、いろいろ対応してまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
大須賀 啓君。

1 6 番 （大須賀 啓君）  
以上で終わります。ありがとうございました。

議 長 （馬場久雄君）  
以上で、大須賀 啓君の一般質問を終わります。  
続きまして、14番高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）  
それでは、3件についてお尋ねをします。  
まず、1点目に公用車の映像記録を警察に提供することについてお伺いします。  
近年、大和町の公用車にもドライブレコーダーが取り付けられてまいりました。録画した画像が有効に活用されることが肝要であると考えますが、どのような活用、利用をされているのか。交通事故や犯罪が発生した場合に備え、警察署との映像提供についての協定を締結し、トラブルの早期解決と広報による抑止力を高めてはいかかと

思いますので、お尋ねします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、現在、全ての公用車にドライブレコーダーを設置しておりますが、万が一交通事故等が発生し、曖昧になる記憶や事故当事者双方の主張に隔たりを生じた場合に、ドライブレコーダーの映像記録は客観的な証拠資料となりますことから、事故の早期解決に有効なツールと考えております。

公用車に搭載しましたドライブレコーダーは、常時録画で約2時間の撮影ができて、その後は古い記録に上書き保存される仕様となっております。また、車両が衝撃を受けた際には自動的にイベント記録が保存されますが、段差等の衝撃などの誤作動で記録が保存されたメモリー領域が圧迫されないように適時初期化をするよう、運転日報ファイルに設定・操作方法の説明と図解をとじ込み、周知をいたしております。

ドライブレコーダーには、運転者自身の運転状況が記録されますことから、さらなる安全運転マナーの向上にもつながると考えております。

警察署との映像提供についての協定の締結に関しましては、全国的には協定を締結している市町村もあるようでございますが、大和警察署及び県警本部に問い合わせましたところ、県内の自治体と公用車のドライブレコーダー映像提供の協定を締結している事例は現在のところはないようでございます。捜査上の必要があれば、関係者へ刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書により提供を要請していることとありますので、協定の締結にかかわらず、要請に対しまして協力をいたしてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

それでは、お尋ねをします。

以前にドライブレコーダーの公用車への導入について、この場で議論させていただいてまいりました。それを前提にお話をさせていただきたいと思います。

その有効性を認知していただいて、現在全車両に設置済みというお話ですが、具体的なそのカメラの台数としては何基になっているか、お聞かせをいただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
全車両ということですが、担当課長から説明申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)  
財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)  
ただいまの高平議員のご質問にお答えさせていただきます。  
平成28年度、平成29年度の2カ年度に限りまして車両にドライブレコーダーを設置してございまして、保有する公用車全車両70台に設置をいたしているところでございます。  
以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)  
ありがとうございます。70台の新たな公共の目がふえたというふうに理解をしておりますが、撮影されたデータは、2時間で古い順からなくなっていくというシステムだそうですが、この取り扱いについて何か説明書を張っているというお話がありましたけれども、この取り扱いについての定めというものはあるのでしょうか。



議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
先ほど申しましたけれども、運転日報等で設置・操作方法を説明、あるいは初期化のことはあるのですが、それ以上に特定にこういった定めというものは決めておりません。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)  
改めて確認しますが、大和町には自動車管理規程というのがございますね。その中あるいはそれとは別にこのドライブレコーダーの設置や管理運用について定めた要綱がないということで理解してよろしいのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
現在はそのようにといますか、ないということでございます。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)  
ということは、このドライブレコーダーを設置する目的だとか、責任の所在だとか、誰が管理しているだとか、そういうことが全くないまま税金を投入したということですが、そういった予算の使い方、いかがなものなのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

管理につきましては、車を管理している財政課、あるいはそれぞれの課で管理をしている部分があるわけですが、そちらで管理をするという形でございます。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

もう1点お話し申し上げますと、この映像記録は、いわば個人情報にかかわるものも含まれる可能性が当然あるわけですね。そういったことから、この取り扱いについてはやはりきちっと定めた上で、管理者あるいは責任者、あるいは要綱、そういったものが必要なのではないかというふうに思いますので、それはここの場で指摘をしておきます。

ちょっと話題を変えますが、ここ数年、大和町として防犯の観点から防犯カメラをここ何年かで設置を始めたわけではありますが、これについてはたしか大和警察署のアドバイスもいただきながら設置をしてきたというふうにご説明をいただいたと理解していますが、それで間違いないでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

設置につきましては、仰せのとおり、大和警察署等、指導いただきながら設置をしております。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

ということは、共通するカメラ、映像の話でございますので、これについても管理者あるいは取り扱い、あるいは個人情報についての取り決め、そういったものもドライブレコーダーと同様に、ないということによろしいでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
防犯カメラにつきましては、そういった規程は設けておるところでございます。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)  
その扱いの違いについて、何かあるんですか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
抜けていた部分かもしれません。何かあるんですかと言われたときに、ありませんという状況ではないというふうに、今感じました。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)  
ということで、これは早急に整備する必要があるということと、先ほど指摘しましたようにさまざまな方面について検討しなければならない内容になっていると。  
それと、利用法については啓発に効果が上がるのではないかというようなご説明もいただきましたが、全くそのとおりであります。ここで私が今回確認と提言という意

味で話題にさせていただいたのは、ドライブレコーダーの設置を積極的な防犯、あるいは交通安全対策、あるいは安全意識の向上、そういったものに役立てる必要があると。そのための予算措置だというのがやっぱり目的の大きなところというようなことで、ただ単にカメラを設置して映していますよということでは全くないんですね。そういう意味で、ドライブレコーダーを設置して現在撮影していますよというようなものを対外的にアピールする必要があるんですよ。そのことによって、運転者自身も、それを見た周りの環境も、大和町の公用車にはドライブレコーダーが設置されて常時撮影されているんだということを認識していただけると。そのためには、ドライブレコーダーの形をしたマグネットシールでも車両に張っていただいて、撮影中というような形にさせていただければ、相当なそれを見た方へのアピールになるのではないかと。

ちなみに、概算予算でいうと、10万円ぐらいの予算で300枚ぐらいつくれるのではないかとというようなことをございます。現在使っている予算では、その意識啓発、あるいは実際のそういった活動に有効にその予算を使っていらっしゃるとは言いがたいと思いますので、そういったこともあわせて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ドライブレコーダーについての活用といいますかそういったものについて、一番最初の当初のころと大分違って来たといいますか、以前は自分と対相手だけの話であったというふうに思います。そういったものが目的であったと。最近、他の事件についても、ちょうどそこを通りかかったときとか、その利用度の活用が広がった、認識も広がってきているんだというふうに思っています。そういった中で、うちがつけていますよというアピールの仕方、そういうことも一つの方法なんだなというようには今感じております。

ドライブレコーダーは今、どのぐらいのレベルといいますか割合でついているか、そういったことにつきまして、ついている特殊性というのをアピールすればいいのか、みんながつけているから違った方法があるのか、そういったことについてはいろいろおっしゃるとおり、より効率的な利用法といいますか、そういったものはいろいろ考

えていくことは大事なことだとは思いますが。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

14 番 （高平聡雄君）

ご理解をいただいているというふうに理解をさせていただきますが、これまで防犯カメラを街路に何基か、あるいは今のご説明だと庁舎の外側、そういったものにも整備、あとは学校の一部にも整備をしているということでございますが、これが先ほど申しましたように、今70台の公用車が、毎日どの程度運行されているかは存じませんが、そこにプラス防犯カメラを追加して設置したというような理解からすると、これは大きな抑止効果になるのではないかというふうに思います。

それで、ご意見というか答弁の中には、警察から要請があればそれは提供しますと明確に答えていらっしゃるんですが、今の状態では、先ほど言ったように個人情報保護法の関係で、そんなに簡単に提供するなんていうことは言えないと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ご指摘の状況から考えると、そういうこともあるんだなというふうに思うところもあるんですが、実際今、映像とか何とかというものが、事件があったときに、マスコミに行っているのか警察に行っているのわかりませんが、そういったものが提供されている状況がございます。今回も渋谷で、この間ハロウィンで騒いだといいますか、相談があったときに、そういった情報の提供、スマホで撮ったものを提供するとか、そういうものもあるようです。そうすると、その辺のことも、どういうことになっているかちょっといろいろ研究といいますか確認する必要はあるんだろうなと思っています。

ただ、おっしゃるとおり、防犯カメラと同等の考えからすれば、これは言われたから出していいのかという問題について、そういう課題といったものはあるんだなと、

今認識をさせてもらっています。これがいい、悪いということは別としてですね。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

14 番 （高平聡雄君）

そういう懸念も取り払うために、その要綱、取り扱いの規程というものがその裏づけになるということでもありますので、早速その規程、要綱をつくっていただいて。

それとあと、警察に提供する場合にも、そういうものを事前に、こういった場合だとかいうことを明確にして、警察とそれこそ協定をすれば全く問題ないというつながりになるわけです。ですから、今回取り上げさせていただいたと。

それで、ほかでやっていないから今後研究するというようなことではないんです。それはもう、今回の課の編成のときにご説明いただいた内容ではないですけども、それは対策と先手を打つという、事故が起きる前のことを予見というか今後起こり得るであろうことを想定して、そういった場合にはこういう取り決めをしておこうというような形で準備されるべきで、仮にほかの自治体がやっていないからそれでいいんだというような議論とは全く違うのではないかと。そういうことが予見され、あるいは大和町の交通安全あるいは防犯に大いに役立てるためにこういったものを準備したらいいのではないかとという観点で、ぜひ検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

警察との協定ということだというふうに思っていますが、協定を結ぶに当たりましては、相手のこともございます。そういったことをやった場合に、大和警察署だけではない問題にもなりかねないといえますか、警察全体のそういうこともありますので、そのことについては警察、相手方ともいろいろどういう考え方で進めたらいいのか、ドライブレコーダーのあり方ですね。そういったことについては、いろいろ意見の交換とかそういったことはしていく必要があるんだなというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

いずれにしても、これは万が一のことを想定した中での連携だとかそういったことに対する備えという考え方でお話をさせていただいておりますので、先ほど言ったように、このままでいったら、先ほどの課題等で情報提供できないというようなことになる可能性が高いんですね。ですから、そういう備えも含めて、早速に検討いただいて、要綱だとかあるいは協定の内容だとかは、お調べいただいたとおり既に先進地がありますから、そういったところに問い合わせをすれば、どういう内容で取り扱っているかというのは簡単にわかると思います。それに今町長が申された懸念等も加味しておつくりになられて、大和町の持っている財産に万が一の被害が起こった際の速やかなる対応が可能となるような対応を早速とっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今までの繰り返しになりますけれども、これにつきましては新たに気づいたといったら申しわけないですけれども、そういったところも確かにあるようでございます。その辺については、大和町だけの問題ではないのかもしれないけれども、町としてはその辺はいろいろ勉強しながら、町でできることと町でやらなければいけないこと、そうでないといいますかほかと一緒にやらなければいけないところもありますので、一概に全てというわけにはまいりません。いろいろ研究、勉強してまいりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

14番 (高平聡雄君)

それでは、次の質問をさせていただきます。

職員の旧姓使用についてということでございます。

国の行政機関では、職員の旧姓使用の範囲拡大が進められ、地方行政機関での取り組みについても総務省は助言し、実施を促していると聞きます。大和町での現状と今後の進め方について、お尋ねをいたします。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、職員の旧姓使用についてのご質問でございます。

夫婦別姓につきましては、平成27年12月の最高裁判決では、夫婦別姓を認めない民法の規定を合憲とし、通称使用が広がれば一定程度改正の不利益が緩和されると、夫婦別姓使用も判断理由の一つに挙げております。

このような中、総務省から住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令案等が示され、住民票の記載事項として、旧氏を定めることが盛り込まれており、平成31年11月5日施行予定としての概要が示されております。

また、女性活躍推進の観点から、マイナンバーカード等への旧氏併記につきましても、本人の希望によりますが、平成31年度から記載できる予定になります。

県内では、12市町が職員の旧姓使用を認める要綱を制定し、職員の旧姓使用を認めております。近隣では、富谷市と七ヶ浜町が要綱を制定しております。

旧姓を使用する要綱の制定に当たりましては、婚姻や養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた後も引き続き旧姓を使用することができるものとしており、その範囲で職員名簿、出勤名簿、文書起案、名札、決裁文書、座席表などであり、法令に基づかない文書となります。

本町におきましても、女性活躍推進の観点から、(仮称)大和町職員旧姓使用取扱要綱を平成31年4月の制定に向けまして、今準備をしているところでございます。

議長 (馬場久雄君)

ここで暫時休憩をいたします。



休憩の時間は10分程度とし、再開は11時5分からといたします。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

高平聡雄君。

14番 (高平聡雄君)

今、準備をされているということを伺いました。ぜひお進めをいただければと思います。

それで、このことについて、国からそういう方向性を進めてはどうかというような問いかけがあつてから、あるいはその以前から、大和町の職員、特にこのことについては女性のほうが大きな割合を占めるのではないかと想像しますが、そういう方からお問い合わせ、相談、そういったことはここまであったのでしょうか。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

これまで、どういったことが正式というのかわかりませんが、相談といえますか、私は2件ほど相談をいただいたことがあります。

議長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

14番 (高平聡雄君)

差し支えない範囲で、どういう相談内容だったか概略をお伝えください。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
結婚されるに当たって、旧姓を使うことはできないかというような相談でした。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)  
そのときの町としての考え方を。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
そのとき、町といたしますか、ちょっと私の個人的なお話をさせてもらいました。私、今の時代よりずっと前の状況の中で、別姓というのはいかかなものかという個人の思いがあったものですから、それについてはどうなんだろうねという話をさせてもらい、結果的に旦那さんの名前でというふうになりました。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)  
時代背景という今お話がございました。そのとおり、過去にはこういう問題というのは、言ってみれば少数派というかそういうことだったんですが、現在はもうご承知のようにそういう時代ではございませんし、実際にそういうことをどんどん進めるよ  
うにというふうに考え方が変わってきて、それによって準備を始めたということのようではございますが、一方で、これは今言ったように相談してきた方以外はそういうことを求めているというような認識ではなくて、多分こういうことができるという

理解が及んでいないのではないかということが想定されますが、そういう意識調査だとか、ここまでおやりになったことはありますでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
そういった調査はやったことはありません。

議 長 （馬場久雄君）  
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

これも今後においては積極的にそういうことができるんだよというようなことを、女性職員がふえてきておりますが、周知するということが必要ですし、仮に旧姓を名乗りたいといったときに、どういう考え方でどういうことに使われたいかだとか、そういうことも十分に把握する必要があると。ですから、今おつくりいただいている最中だというようなお話ですが、これは事務方で単に他の要綱同様につくりましたということだけでい固めるのではなくて、女性職員に対するヒアリングだとか、あるいは考え方だとか、そういったことを十分ニーズを把握して、またそういう機会を女性の方、女性活躍推進の立場からというようなお話で今準備をしているということですので、これはそのつくるプロジェクトの中にぜひ女性を十分に加えて、意見だけじゃなくてその策定過程にも女性を入れていただいております。これは、一つは他町村といいますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
現在は担当課といえますか、総務のほうでそういった製作をしております。先ほど申しました旧姓を使用する要綱を制定するに当たりということで、こういった項目でという考え方を持っているところでございます。これは、一つは他町村といえます

か国とかに準じているということがありますが、なお女性の意見もということであり  
ますので、総務課も女性も入っている課でもございますので、決定する前にそいつ  
た内容を、こういった内容でということについてはいろいろ意見を聞く場も設けるこ  
とは可能だというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）  
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

このことについては、現在準備を始めた段階だということだったそうなので、ぜ  
ひこのことが働く環境の一助になることを当然考えて、個人の希望もかなえられると  
いう、それが余りにも偏った形になるのも、これまたさまざま問題がありますから、  
公務員として働く上で十分にそれを活用できるということを前提に、ぜひお進めをい  
ただければと思います。

それでは、次の質問をさせていただきます。

コンビニエンスストアや金融機関などは、窓口のトラブルに備え、記録カメラを設  
置する取り組みが進んでおります。町民から、職員の間違った説明で被害があったな  
どの指摘があっても、「言った」「言わない」と正確な事実が確認できず、町民の方  
への説明や職員指導に苦慮する場面があるのではないだろうか。窓口でのやりとりや  
電話の会話の録音、録画をできるシステムを導入し、行政サービスの良質の確保、職  
員への不当な圧力を可視化してはいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの窓口、電話対応の記録についてのご質問でございます。

現在の庁舎内構内電話交換機は、新庁舎建設にあわせまして導入した機器でござい  
まして、電話での通話の録音機能につきましては、一部電話機、これは町長と副町長  
室にある電話機でございますが、一部電話機というのはそれです。それ以外には設定  
されていない状況でございます。

また、庁舎内の録画につきましては、防犯カメラといたしまして玄関周辺の外部、玄関内、エントランス、エレベーター内、職員通用門を録画しておりますが、執務室内には監視カメラは設置していない状況でございます。

現在の電話対応といたしましては、平成30年8月に制定いたしました大和町窓口対応接遇マニュアルで対応させていただいております。マニュアルの第2章中、電話対応で、1 電話対応のポイント、2 電話の受け方、3 電話のかけ方というところで対応しております。電話は顔が見えないことにより行き違いが起こることがございます。内容をメモすることと、聞き違いによって誤解が生じないように、要点を復唱することは当然ですが、簡単な内容でも復唱による確認をし、丁寧な対応をして、安心感や信頼感が増すよう指導しております。

録音・録画システムであります。現在の電話システムを全通話録音できるシステムに変更いたしますと、本庁舎は電話回線が22回線で、その他まほろばホール、上下水道課、保育所、児童館等の回線にも対応することが必要でありますので、最適な機能や時期、経費等を研究してまいりたいと思います。

また、庁舎内の録画につきましても、本年役場駐輪場の壁に落書きがあったことも考えまして、駐車場に監視カメラを来年度設置する予定であります。執務室内記録カメラ設置につきましては、今後研究、勉強してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

この時代、ほとんどの方はいろんな意味で防犯を含めて監視カメラというか監視社会というか、カメラによってさまざまな場面を、本人が知っている、知っていないを除いても、結構撮影をされたり録音をされたりという時代にも既になっておりますことをご理解されているのではないかなと思いますが、特にここに述べましたように金融機関だとかコンビニというのは、そういう意味では当然というか、ないはずがないというか、そういう状況になっております。裏を返せば、それだけ必要なものだという認識が高い、意識が高い施設だというふうに思います。ですから、そういうふうなものが行政のサービスを行う場所にふさわしいかどうかということも含めて、今回議

論させていただきいなと思っております。

そういう観点から、町民の方あるいは利用を求められる方から、町ないしはその担当課、担当者等を相手にして、例えば訴訟になった、あるいは訴訟になりそうだった事例というのは、これまであったのかないのか。あった場合にはどれくらいだったのか、教えてほしいです。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

トラブルの中で、今訴訟とおっしゃいましたけれども、訴訟というところまでは私の記憶では、ないと思いますが、過去についてはちょっと調べてみないとわかりませんが、訴訟まではなかったと思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

では、訴訟まではなかったということですね。

町では、大和町だけのことではないんでしょうけれども、顧問弁護士というものをお願いしているわけですね。その顧問弁護士をお願いするケースというのは、近年どういう傾向に、件数でどのぐらいというか、傾向でいいです。何件だとかいう具体的なものではないですが、ここ5年ぐらいどういう状況になっているのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ここ数年ということになりますが、ふえているというふうに思います。ただ、以前は町村会で弁護士を雇ってもらって、そこを通じてご相談ということだったんですが、ここ数年、町のほうで直接弁護士と契約をするということになりましたので、そ

った意味では相談しやすいといえますか、そういった関係にもなってきたということもあろうかと思いますが、ふえてきているといえますか、件数があると思います。

議 長 （馬場久雄君）  
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

ということは、さっきのご質問をあわせて判断すると、弁護士にさまざまなご相談はふえているけれども、結果として訴訟に発展するようなケースはこれまではなかったということで理解はよろしいわけですね。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

弁護士に相談する場合、訴訟という前提まではいかない段階でも、こういった考え方でよろしいでしょうかとか、こういう判断でよろしいでしょうかとか、そういったことがございますので、相談に行ったことイコール訴訟につながる案件ということではない場合が多いと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

町長からの答弁によると、例えばメモのとり方だとか対応の仕方だとか、電話のマニュアルだとかそういったことは対応してやっているんだというような説明ですけれども、これは仮定の話になってしまうんですが、今私なんかも窓口に行くと一生懸命職員の方だとか課長だとか、ノートを持ってきてメモをしていただいて、その内容を記録していらっしゃるんですが、これは仮にトラブルに発展した場合だとか、町の言い分の証拠としての能力というのはどの程度になるんですかね。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

どの程度と言われたときに、この程度というのはなかなか難しいところだと思うんですが、マニュアルもありますし、弁護士からもそういったときは常にメモをとるようということなんです。

それで、お話しのように、聞いた話であるときこう言いましたね、会いましたねということではなくて、メモがあればその分の信用度といいますか、そのレベルはずっと上がってくるというふうに思われます。それが100%、こちらのメモですので、相手もとっているわけではないところがありますので、100%かということでのその辺の判断は難しいところがあると思いますけれども、メモということについては一定のレベルの証拠になるというか、そういうふうになるんだと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

今お話をいただいたことがとても大切で、メモをしている側とすれば、それが100だということは抗弁できますけれども、ない方にとっては何も無いわけですよね。それで、言ってみれば行政というさまざまな判断ができるという仕事をやっている方と、一般のサービスを利用する方では、もともとそのスタートの時点での考え方が、あるいはお話のトラブルに仮になった場合の抗弁の力というか、そういったものはベースが違うんですね。ですから、どちら側に立ってもこれは妥当だという客観的なものがやっぱり必要なんではないかなと思うんです。それは、翻ってみれば、職員の方々に対する保護にもなりますし、「いや、私の考え方ではなくて実際にこういう形でした」という客観的なものになり得るのではないかということなんです。そういったものをを用いる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。



町 長 （浅野 元君）

相手がある話ですので、同じ言葉でもとり方が違うケースもあるんだと思います。そういったことがありますので、メモということについて、おっしゃるとおり、それで両方が理解するのか。会議等ですと議事録をとってお互いに確認をとってこうですねということではあるわけですが、そういったことについてはなかなか、お互いに通常の会話の中での難しさはあると思います。

電話の場合は難しいんですが、対応する場合には1人ではなくて複数でとか、できる限りそういったこともやっているわけでございますけれども、それも100%かと言われた場合には、これが100%ですということは難しいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

こういうことがないことが前提なんですけど、先ほど言ったように、相談件数の絶対数が上がってきているというような状況、今後のことを考えると、やっぱりそういうことも必要になってくるのではないかという観点でお話をさせていただいておりますが、もう少し申し上げれば、全くないという今のお話ではないですけども、その書き方にもよるし、あるいはその結論を導くための書き方だとか、さまざま想像できるというか、やろうとすればそういうことも可能になるというか。それで、反対にサービスを受ける側も同じですよ。町の考え方と全く違う回答をもらったけれども、自分はそうではないんだということを抗弁される場合もありますよね。

ですから、そういうことに対する備えをやっぴりすべきだし、そのことが結果として、電話の場合でも窓口対応の場合でも、十分に役立つということになりますし、現在の機械の性能からすると、窓口での対応の会話を明快に収集できるような指向性の強い装置も十分設置できるというようなハード的な対応もあるようでありますので、一度このことについて具体的に調べてみてはいかがかなと思うんです。特に相談室内だとか、あるいは町民サービスダイレクトでお話をさせていただく部署、そういったところには十分有効性というかを発揮すると思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういったものが必要であればということです。言ってみれば議事録をとるということ形だと思います。議会の議事録をとる、そういった形と同じような内容になるんだと思います。そういうことでやるということ、そういったことの正確さというのは出てくると思いますし、どこまでそれが機械的にできるのかということはあるかと思えます。今、よく、テープをとらせてもらいますとか、お話をするときにそういうこともあるわけですね。それでいいですよという方と、いやいやと。何でいやいやと言うかは別として、そういう方もいるわけですし、そういうケースもあるんだろうなということは考えられると思うんですね。ですから、全てをそうやってやると、常にとって可視化をしてやっていくということについての正確さは十分理解できる場所です。

その中で、どこまでそれを、プライバシーの問題とかそういったこともあるので、それは勉強していかなければいけないところなんですけれども、そういった課題といえますかやることについては、いろんな角度からの見方も必要だと思います。ただ、そういったものの勉強といえますか、先ほども申しましたけれども、そういったことというのは、今後、残念ながら必要になってくるのかなということですね。

議 長 （馬場久雄君）  
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

ありがとうございます。これは、いずれにつけても、どちらかに有利だとか、どちらかに不利だとか、そういう問題では全くないという前提で、申されたように正確に議事録を映像と音声で確保するという事で、町民の利益を確保する。それで、行政の不当ととれるような行動を抑制するというような効果が十分に発揮されることだと思いますので、おっしゃったとおり時代背景としてはそういったものが、これまでは非常に躊躇したり、それがよしというふうにはやっぱりなかなか考えづらかたわけですが、そうではないんだという観点で検討するべきですし、1問目の質問と同

じように、それが未然にいろんなトラブルを起こさない、起こさせないグッズになり得るということになると思います。

聞くところによりますと、近い将来に庁舎内のシステムをデジタル化に、これまでのアナログをデジタル化にするというようなお話があるようでございます。ちょうどいいタイミングともなりますし、大きな費用ではないというふうに、私が調べた範囲ではございますので、そういう機会をもって整備されることが賢明なのではないかということで、お尋ねをします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほども言いましたけれども、そういった時代がなってきたということ。そういう時代といいますか、そういったいろんな言ってみればクレームといいますか、そういったものに対応する対応をということだと思っております。そういう時代、非常に残念だということもあるんですけども、これをやるとすれば、皆さんに、町民以外に理解をもらわなければならないということが出てくるんだろうなということもあると思うんですね。それをよしとする人と、これを常にやっていますよということによって、だから人が来なくなるということはないと思いますけれども、その辺。だから、ちょっとそんな余計な心配が出てくる。

ただ、さっきも言いましたが、そういったことについての方向性といいますか時代がそうなってきて、常にどこでも監視カメラではないんですけどもどこかで映っているという状況、社会がそうなってきている傾向にありますので、そういったことについては、先ほど一番最初のあれにもあるところですが、そういった研究、勉強という中でいろいろ勉強してまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

私もこれを質問する際に、今申されたことがやっぱり心にひっかかって、やっぱり

これをお知らせすることが必要になるのかなというように感じました。ただし、これが当たり前になっていると、そのこと自体が気にならないというか、行政としてはそんな無責任なことは言えないのかもしれませんが、現在取り入れている業種を私、先ほど述べましたけれども、そういうことをあえてアピールするだとかいうことでもないように思いますし、それとこれの先進地に直接お尋ねした場合にも、広報は事前からどのようにされたんですかというようなお話を伺ったところ、先ほど言ったように、取り決めでしっかりした上で、広報というのは、一般の広報というかそのことについてはしたけれども、特にそれをポイントに置いて毎回のよう「そうですよ、そうですよ」みたいなアピールというのはあえてもちろんしていないですし、逆にする必要もないという判断でやりましたということでございましたので、ご参考にしていただいた上で調査を進めていただいて、先ほど言ったようにどうしても費用もかかることですので、改修がある際にそういったことにも着手できるように検討を重ねていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終結します。

あと、先ほど申されたように、私のほうからも局長に重ねてお祝いを申し上げて終了いたしますので、ありがとうございました。

議長（馬場久雄君）

これで一般質問を終わります。

---

日程第 5 「議案第 68 号 大和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 6 「議案第 69 号 大和町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 7 「議案第 70 号 大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 8 「議案第 71 号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 9 「議案第 72 号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

- 日程第10「議案第73号 大和町組織見直しに伴う関係条例の整理に関する条例」
- 日程第11「議案第74号 平成30年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第12「議案第75号 平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第13「議案第76号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第14「議案第77号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第15「議案第78号 平成30年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第16「議案第79号 平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第17「議案第80号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第18「議案第81号 平成30年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第19「議案第82号 指定管理者の指定について」

議長（馬場久雄君）

続きまして、日程第5、議案第68号 大和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例から、日程第19、議案第82号 指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

それでは、議案書1ページをお願いいたします。あわせまして、説明資料の1ページもお願いいたします。

議案第68号 大和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましては、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が施行されたことによりまして、生活保護世帯の子供への進学準備資金を支給する制度が創設されまして、この支給に関する情報の利用を可能にするために改正するものでございます。

説明資料でご説明させていただきます。

別表第2でございます。「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関連情報」という。）」を「生活保護法による保護の実施又は就労自立支給金若しくは進学準備資金の支給に関する情報（以下「生活保護関連情報」という。）」に改めるものでございます。

議案書1ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

議案第69号でございます。あわせまして、説明資料の2ページをお願いします。

大和町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましては、学校教育法の一部改正によりまして、引用条文の項ずれを改正するものでございます。

説明資料のほうをごらんください。

第4条第2項中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改めるものでございます。

議案書2ページをお願いします。

附則でございます。

施行期日、1項、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

経過措置としまして、2項、この条例による改正後の大和町職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2項に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律による改正前の学校教育法（以下この項においては「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学の課程に相当する教育を行う課程として認められた課程を含むとするものでございます。

以上でございます。

3ページをお願いいたします。あわせまして、同じく説明資料の3ページをお願い

いたします。

議案第70号でございます。大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましては、議案第70号から議案第72号まででございますが、平成30年度の人事院勧告に準ずるものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、説明資料の新旧対照表第1条関係でございます。第6条第3項中「100分の170」を「100分の175」とするものでございます。

説明資料の4ページをお願ひいたします。

2号関係でございます。第6条第3項中「6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の167.5」とするものでございます。

議案書の3ページをお願ひします。

附則でございます。施行期日等でございます。

1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項、第1条の規定による改正後の大和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用するものでございます。

第3項、報酬の内払でございます。第1条の規定により改正後の条例の規定に適用する場合においては、改正前の大和町議会議員の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなすものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第71号でございます。説明資料のほうは5ページをお願ひいたします。

大和町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

説明資料の5ページをお開き願ひします。

第3条第4項中「100分の172.5」を「100分の177.5」とするものでございます。

説明資料の6ページをお願ひいたします。

第2条関係でございます。第3条第4項中「6月に支給する場合には100分

の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の167.5」とする  
ものでございます。

議案書4ページをお願いいたします。

附則でございます。施行期日等でございます。

1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2項の規定は平成31年4月1  
日から施行するものでございます。

2項、第1条の規定による改正後の大和町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅  
費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から  
適用するものでございます。

給与の内払、3項としまして、第1条の規定により改正後の条例の規定を適用する  
場合においては、改正前の大和町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する  
条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみ  
なすものでございます。

以上でございます。

次に、議案第72号でございます。大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例でございまして、これも平成30年度人事院勧告によります給与等改定に準じ、行  
政職給料表及び期末勤勉手当支給月数を改正するものでございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

第1条関係でございます。第32条第2項第1号中「100分の90」を「6月に支給す  
る場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改めるものでございま  
す。同項第2号中「100分の42.5」を「6月に支給する場合には100分の42.5、12月に  
支給する場合には100分の47.5」に改めるものでございます。

次ページをお願いします。

行政職給料表でございます。この表についてはお目通し願いたいと思います。

説明資料の13ページまでお進みください。

13ページでございます。

第2条関係でございます。第20条中「52を乗じたもの」の次に「から規定で定める  
時間を減じたもの」を加えるものでございます。

第22条第2項中「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場  
合においては100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の  
122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」を「100分の130」に、「100



分の80」を「100分の72.5」に改めるものでございます。

第23項第2項第1項中でございますので、14ページをお願いいたします。「6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改めるものでございます。

議案書10ページをお願いいたします。

附則でございます。施行期日等でございます。

1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するものでございます。

2項、第1条の規定（大和町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）による改正後の給与条例の規定は、平成30年4月1日から適用するものでございます。

3項、給与の内払、改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定により改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、給与条例の規定による給与の内払とみなすものでございます。

規則への委任でございます。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものでございます。

以上でございます。

次に、11ページをお願いいたします。説明資料は15ページでございます。

議案第73号 大和町組織見直しに伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

説明資料15ページで説明させていただきます。

大和町課設置条例の一部を改正するものでございまして、第2条第1項中「保健福祉課」「産業振興課」を「福祉課」「健康支援課」「農業振興課」「商工観光課」に改めるものでございます。

第3条第1項第6号中「及び統計」を削除いたしまして、第5条に次の1項を加えるもので、16ページをお願いいたします。7号としまして、「統計に関すること」を追加、加えるものでございます。

第8条第2号中「次世代育成支援」を「子育て支援」に改めるものでございます。

第9条及び第10条を次のように改めるものでございます。

福祉課の事務分掌。第9条、福祉課に分掌させる事務は次のとおりとするものでございます。1号、社会福祉に関すること、2号、高齢者福祉に関すること、3号、介

護保険に関することとさせていただきます。

10条、健康支援課の事務分掌でございます。第10条でございます。健康支援課に分掌する事務は次のとおりとするものでございます。1号、障がい支援に関する事、2号、保健、健康づくりに関する事、3号、食育推進に関する事とさせていただきます。

11条を13条とし、12条を14条とし、10条の下に次の2条を加えるものでございます。

11条としまして、農林振興課の事務分掌でございます。11条、農林振興課に分掌させる事務は次のとおりとするものでございます。1号、農業に関する事、2号、農林及び水産業に関する事。

12条でございます。商工観光課の事務分掌でございます。商工観光課に分掌させる事務は次のとおりとするものでございまして、1号、商業及び工業に関する事、2号、観光に関する事、3号、企業誘致及び立地に関する事とさせていただきます。

17ページをお願いします。

第2条関係でございます。大和町食育推進会議条例の一部を改正するもので、9条中「保健福祉課」を「健康支援課」に改めるものでございます。

議案書12ページにお戻り願いたいと思います。

附則でございます。

平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

ここで暫時休憩します。

再開は午後1時からといたします。

午前11時54分 休憩

午後1時02分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、午後の部、よろしくお願ひしたいと思います。

議案書13ページをお願ひいたします。あわせまして、別冊の事項別明細書6号につきましてもご準備のほどをお願ひいたします。

議案第74号 平成30年度大和町一般会計補正予算（第6号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ9億3,041万円を追加いたしまして、予算総額を117億9,949万4,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、14ページから16ページの「第1表」によるものでございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明をさせていただきます。

第2条でございます。

繰越明許費につきましては、「第2表」により設定するものでございます。

第3条、債務負担行為の補正は追加でございます。「第3表」によるものでございます。

それでは、17ページをお開きいただきます。

「第2表」繰越明許費でございますが、平成30年度の完了が見込まれない事業につきまして、平成30年度へ繰り越して執行することを記載の金額を限度として議決をお願ひするものでございます。

10款2項道路災害復旧工事（町道嘉太神線）でございます。降雪のある冬期間の工期となりますことから繰越明許費と設定するものでございまして、金額は253万7,000円でございます。

次に、18ページをごらんいただきたいと思います。

「第3表」債務負担行為補正につきましては、追加でございます。18ページから22ページに記載いたしました合計で58件の事項につきまして、債務負担行為の設定をお願ひするものでございます。

事項、期間、限度額につきましては、件数も多くなっておりますので、各事項の朗読は割愛させていただきますが、債務負担行為の各事項を類型ごとに整理いたしますと、1つ目といたしまして、平成31年4月1日から調達行為や委託業務等が開始される事項につきまして平成30年度中に発注、調達行為を行うものでございまして、44件となっております。期間の欄に平成30年度から平成31年度までとなっております。

がこれに当たります。

2つ目でございます。複数年度にわたります委託業務の期間が本年度で終了いたしますことから、平成31年度から複数年度の更新を行うものが13件でございます。これにつきましては、平成32年度以降の年度で記載があるものとなっております。

最後に、3つ目といたしまして、指定管理者と平成31年からの指定期間の契約に係るものが1件でございます。

類型ごとの整理といたしましては、以上のとおりとなっております。

それでは、別冊の事項別明細書6号の3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款町税1項町民税2目法人につきましては、収入済額のうち歳出との見合いによりまして、1節現年度課税分5億9,242万2,000円を追加するものでございます。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、1節保険基盤安定負担金確定見込みにより85万円を減額いたすものでございます。同じく2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金3節電子計算機補助金は、マイナンバーカード等旧姓併記対応に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金312万円を見込むものでございます。4節地積整備推進調査費補助金は、吉田川床上浸水対策事業予定地の地積調査未実施地区の調査に係る補助金445万円を見込むものでございます。7目教育費国庫補助金は、2節小学校費補助金及び3節中学校費補助金につきまして、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、合わせまして9,603万円を見込むものでございます。8目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、オスプレイの移転訓練を実施する演習場所在市町村に対する再編交付金2,271万7,000円を見込むものでございます。

16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節保険基盤安定負担金、国庫補助金同様確定見込みにより98万6,000円を減額いたすものでございます。同じく2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金につきましては、実績によりまして環境保全型農業直接支払交付金を118万8,000円減額するものでございます。6目市町村総合補助金につきましては、園芸特産重点強化整備事業費17万5,000円の追加を見込むものでございます。

4ページでございます。

18款1項寄附金4目ふるさと寄附金につきましては、10月以降、寄附者数が増加しておりますことから追加をいたすものでございます。

20款1項1目繰越金につきましては、平成29年度からの繰越金でございます。今回の追加で全額の計上となるものでございます。

21款諸収入5項3目1節雑入につきましては、農業者年金業務委託手数料の確定見込みにより減額するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目議会費でございます。1節報酬につきましては、堀籠英雄議員の死去による減額でございます。2節給料につきましては、人事院勧告による給与の改定によるものでございます。3節職員手当につきましては、期末手当、勤勉手当、時間外手当につきましては人事院勧告によるもので、特別職期末手当につきましては堀籠議員の死去によるものでございます。4節共済費につきましては、9月に定時決定によります減額を行うものでございます。19節負担金補助金及び交付金の政務活動費につきましても、堀籠英雄議員の死去によるもので、確定しているものでございます。これ以降、2節から4節までの人件費関係につきましては省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

2款1項1目一般管理費でございます。1節報酬につきましては、産業医の報酬基礎額の変更に伴いまして増加するものでございます。

次に、6ページをお願いします。

7節賃金でございます。病気休養のために長期にわたり欠員が見込まれる課に対しまして、臨時職員を配置するためのものでございます。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

続きまして、3目財政管理費につきましては、ふるさと寄附事業の歳入の増額に伴います追加でございます。8節報償費は返礼品の調達経費でございます。12節役務費につきましては、返礼品の送料、ポータルサイト利用料、クレジットカード決済手数料をそれぞれ追加するものでございます。

続きまして、5目財産管理費でございます。吉岡コミュニティセンター、鶴巣防災センター、庁舎の管理費を追加するものでございます。11節需用費につきましては、使用料の増加や電気料の値上げによりまして、不足見込み分を追加いたすものでございます。13節委託料につきましては、昨日の全員協議会でもご説明させていただきましたとおり、庁舎改修に伴います実施設計委託料、電算機器設備移設業務等に係る委託料を計上するものでございます。14節使用料及び賃借料は、シルバー人材センターの事務所移転に伴います駐車場の借り上げ料でございます。15節工事請負費につきましては、電気設備、空調設備を含めました庁舎改修工事に必要となります経費でございます。18節備品購入費は、組織見直しにより、課の増加に伴います書棚、カウンター、人員の増加に対応するための机、椅子等の購入費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 （千葉正義君）

続きまして、6目企画費でございます。15節工事請負費につきましては、町公共事業等によりまして、テレビ共同受信施設の支柱等の移設が必要となる工事が2カ所ありますことから、既設予算との差額56万7,000円の追加の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 （馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

7目電子計算費でございますが、国からの歳入が確定したため特定財源の組み替えを行うものでございます。以上です。

議長（馬場久雄君）

危機対策室長蜂谷祐士君。

危機対策室長（蜂谷祐士君）

続きまして、10目無線放送施設管理費につきましてご説明申し上げます。13節委託料14万1,000円でございますが、都市建設課所管の道路パトロール車2台を更新することにより、搭載しております無線機の移設費をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

続きまして、13目諸費防犯対策費でございます。11節需用費の光熱水費、防犯灯の電気料であります。燃料調整費の値上がり等によりまして不足します防犯灯本年度新規5灯を含みます2,480灯の電気料について、補正をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長（千葉喜一君）

2款2項徴税費1目税務総務費でございます。7ページをお願いいたします。

税務事務管理費の3節職員手当等の時間外勤務手当につきましては、人件費調整分1万円と実績等によります差額分214万1,000円を合わせた215万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

2款3項1目の戸籍住民基本台帳費13節委託料につきましては、戸籍総合システムの新しく元号が変わりますので、対応の作業委託料でございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

同じ2款4項1目選挙管理委員会費でございます。1節、9節ですけれども、女川原子力発電所2号機の再稼働に関しまして、県民にその是非を問うための住民投票を行う条例制定するために、宮城県に直接請求するための署名運動が今行われております。その署名簿の署名された分で大和町に該当する分の署名簿の審査を行うために、選挙管理委員会の開会が必要になりますので、この分を増加するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 （櫻井修一君）

続きまして、3款1項1目社会福祉総務費の13節委託料につきましては、行旅死亡人、いわゆる身元不明人の死亡に伴います火葬費用の実績見合い分の補正をお願いするものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、社会福祉協議会運営事業補助金に職員人件費分を補正をお願いするものでございます。28節繰出金につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計の人件費及び乳幼児医療等に要します補正をお願いするものでございます。

続きまして、2目老人福祉費28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計の給付費及び人件費に要します補正をお願いするものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。



4目障害者福祉費の23目償還金利子及び割引料につきましては、平成29年度分の障害者自立支援給付費の精算に伴います償還金であります。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。11節需用費につきましては、燃料費高騰に伴います不足見込み額の追加をお願いするものでございます。消防点検に伴います防災機器作動不全の改修費用、その他設備の小破修繕料に要します費用の補正をお願いするものでございます。13節委託料につきましては、福祉公園内の中高木枝切り業務などの業務委託に要します費用の補正をお願いするものでございます。

同じく6目後期高齢者福祉総務費の28節繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計への人件費分を調整し、減額補正をお願いするものでございます。

7目臨時福祉給付事業費の23節償還金利子及び割引料でございますが、平成28年度臨時福祉給付金の精算に伴います償還金の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

続きまして、3款2項1目児童福祉費であります。10ページ、お願いいたします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金の実績見込みにより補正をお願いするものでございます。20節扶助費につきましては、未熟児養育医療費助成の実績見合いにより補正をお願いするものであります。23節償還金利子及び割引料は、平成29年度未熟児養育医療費の確定精算によります国及び県への負担金の返還金でございます。

次に、2目児童措置費の20節扶助費につきましては、児童手当費の実績見込みにより補正をお願いするものでございます。23節償還金利子及び割引料は、平成29年度児童手当支給額の確定精算によります国への返還金であります。

次に、4目保育所費の19節負担金補助及び交付金につきましては、小規模保育園及び事業所内保育所等への給付額の実績見込みにより補正をお願いするものでございます。23節償還金利子及び割引料は、平成29年度子ども・子育て支援交付金事業の確定精算によります国及び県への補助金の返還並びに保育所運営費の確定精算によります国及び県への負担金の返還でございます。

次に、5目児童館費の12節役務費につきましては、現在建設中の宮床児童館完成引き渡し後の今年度分の建物共済保険について補正をお願いするものでございます。13節委託料につきましては、同じく現在建設しております宮床児童館の完成引き渡し後の児童館に係ります今年度分の警備保障業務委託に係ります補正をお願いするものでございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長（櫻井修一君）

それでは、11ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費でございます。3節職員手当等につきましては、人件費調整分と休日及び夜間に実施しました総合健診及び総合健診結果説明会、胃がん及び乳がん検診などに要します時間外勤務手当の補正をお願いするものでございます。28節繰出金につきましては、水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

続きまして、5款1項1目農業委員会費であります。12ページをお願いいたします。

7節賃金は、事務補助員に係る通勤手当の見直しによる追加補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

続きまして、12ページ、2目農業総務費でございます。町民研修センター管理費について追加をお願いするものでございます。11節需用費につきましては、値上げによりまして不足が見込まれます電気料金及び使用量の増加によりましてガス料金の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

続きまして、5目農地費の28節繰出金は農業集落排水事業特別会計への繰出金313万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、6目水田農業対策費の19節負担金補助及び交付金の補助金は、水田営農条件整備事業費の額の確定による追加と、環境保全型農業直接支払交付金事業の取り組みを行わなかったものによる減額により、合わせて140万9,000円の減額をお願いするものであります。

13ページをお願いいたします。

6款商工費でございます。1項2目商工振興費の9節旅費は、企業訪問による新規企業への誘致活動に関する職員旅費の追加、11節需用費は立地企業記念式典の際の花代、企業等連絡懇話会飲食代の精算及び企業立地歓迎看板等の修正に要する費用で、合わせて9万9,000円の追加です。19節負担金補助及び交付金は企業立地奨励金の額の確定によりまして、補助金605万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

続きまして、14ページをお願いいたします。

7款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費であります。町道の維持管理及び車両管

理に要します経費であります。町道の舗装、街路灯の電気料、除雪機の修繕のほか、町道パトロール車2台の更新に関連する費用をお願いするものであります。パトロール車については、平成11年登録、走行距離14万5,000キロメートルの車両及び平成18年登録、走行距離13万キロメートルの車両2台の更新に伴う経費となります。11節需用費の消耗品費については、町道パトロール車2台の更新に伴います冬用タイヤの購入に要します費用。光熱水費につきましては街路灯317基の電気料で、実績見合いによる補正。修繕料については歩道除雪機9台に要します修繕費で、平成9年度購入6台、平成27年度に3台購入しております。その修繕に不足が生じたことによりお願いするものでございます。12節役務費手数料につきましては、更新しますパトロール車2台の登録費用及びリサイクル料金、自動車損害保険料となります。16節原材料費につきましては、舗装修繕に使用します全天候型合材の購入に要します費用をお願いするものでございます。18節備品購入費につきましては、パトロール車2台の購入に要します費用とドライブレコーダー及びキャリア等の購入に要します費用。同じく27節公課費につきましても、更新します2台のパトロール車の自動車重量税をお願いするものであります。

続きまして、2項2目道路新設改良費であります。町単独事業及び防衛省補助事業費に要します経費でございます。13節委託料、業務委託料でございます。単独事業でございます町道西小路線における道路詳細設計業務であります。当路線については、当初予算において路線測量等を行ってございます。その結果、終点部分において、ため池付近において、安全に通行するためには構造物等の設置などの検討が必要ということで、今回道路詳細設計業務をお願いするものでございます。15節工事請負費につきましては、防衛省補助事業分であります町道前河原熊谷線の舗装改良工事の延伸、施工延長で、当初200メートルを今回の補正によりまして延長370メートルとするもの。同じく町道幕柳大平線についても、当初延長130メートルから260メートルに延伸し、事業の進捗を図るものでございます。

15ページをお願いします。

4項都市計画費2目下水道費であります。28節繰入金については、下水道事業特別会計への繰り出しであります。

同じく4項3目公園費であります。公園整備事業に要します経費でございます。15節工事請負費についてであります。都市再生整備事業におけるもみじヶ丘歩道橋工事についてであります。本年7月に第1回、以後8月、9月と入札公告を行いました。

1回目は県内の本社または営業所等を有し土木工事格づけAとして実施したものの、2者からの応募がありましたが、最終的に応札をいただいたのは、主に構造物等のメンテを手がける会社1者からの応札でありましたが、不落になったもの。2回目については、同じく県内として格づけをB以上として実施し、土木等を主に請け負っている会社1者からの応札がありましたが、同じく不落となったものであります。3回目については、区域等の制限をなくしまして、日本全国としまして格づけB以上により行ったものの応札者がなかったものでございます。

今回、積算内容等について、県の助言をいただきながら見直しを行ったもので、主な項目については、仮設工の足場設置について、通常使用します一般足場を既存橋梁などの補修用足場に、また経費についてもD I D区域、人口集中地区における工事等に該当する話がありましたので、その経費についても見直しを行いました。その結果、不足します工事費について補正をお願いするものでございます。

続きまして、5項住宅費2目子育て支援住宅費であります。11節需用費、消耗品費については、水道メーターカウンターの購入費用。12節役務費手数料については、鶴巣地区の上水道申請及び完了検査手数料をお願いするものであります。今年度、造成工事において公園を整備することになっております。給水の施設を設置することになりますので、その手数料をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

危機対策室長蜂谷祐士君。

危機対策室長 （蜂谷祐士君）

続きまして、8款1項消防費3目消防施設費につきましてご説明申し上げます。19節負担金補助金及び交付金でございます。消火栓設置負担金でございまして、城内中地区の上水道工事にあわせて、消火栓未設置箇所で行っていただきましたので消火栓を設置するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

続きまして、16ページをお願いします。

9款2項1目学校管理費につきましては、小学校総務費の補正をお願いするものです。13節委託料につきましては、教職員児童の健康診断の精算により減額をするものです。14節使用料及び賃借料につきましては、林間教室実施の際のバス借り上げ料の精算により減額をするものです。18節備品購入費につきましては、児童数の増加による児童用の机・椅子、学級数の増による教職員用机・椅子、特別支援学級の増加によりますパーテーション等の購入費の補正をお願いするものでございます。

2目教育振興費につきましては、小学校教育振興費の補正をお願いするものです。18節備品購入費は、学級数増加により教室用の音楽教材としてのオルガンの購入費の補正をお願いするものでございます。

3目施設整備費につきましては、小学校維持管理費の補正をお願いするものでございます。13節委託料は小学校6校の空調設備整備工事の施工監理業務委託の補正をお願いするものでございます。15節工事請負費は宮床小学校、鶴巣小学校、落合小学校の体育館の照明灯を水銀灯からLED照明灯への照明器具交換工事の精算により74万2,000円を減額するもの。宮床小学校の環境整備工事として、駐車場の未舗装部分約1,000平方メートルの舗装工事費といたしまして803万1,000円の補正をお願いするもの。小学校6校の普通教室86教室、特別教室17教室、職員室・校長室等14教室、合わせて117教室に係ります空調施設整備工事費として4億5,589万9,000円の補正をお願いするものでございます。

3項1目学校管理費につきましては、中学校総務費の補正をお願いするものでございます。

17ページ、お願いいたします。

7節賃金につきましては、中学校体育館の利用日数の増加により、巡視員の賃金の補正をお願いするものでございます。13節委託料は中学校業務員の再任用により、退職者補充分の業務委託費が不要になりましたことから精算による減額と、教職員生徒による健康診断の精査による減額をするものです。18節備品購入費は生徒数の増加による生徒用の机・椅子の購入のための補正をお願いするものでございます。

3目施設整備費につきましては、中学校維持管理費の補正をお願いするものです。11節需用費は今後の施設備品の修繕見込み不足額の補正をお願いするものです。13節

委託料は中学校2校の空調設備整備工事の施工監理業務委託料として補正をお願いするものです。15節工事請負費は、大和中学校の火災報知設備改修工事の精算により176万5,000円を減額するもの、中学校2校の普通教室35教室、特別教室16教室、職員室、校長室等5教室、合わせて56教室に係ります空調設備整備工事費として2億3,081万3,000円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

生涯学習課長櫻井和彦君。

生涯学習課長 （櫻井和彦君）

続きまして、18ページをお願いいたします。

5項1目保健体育費でございます。体育施設管理費の補正をお願いするものでございます。13節委託料でございますが、備品購入に伴いまして廃棄を予定しております備品の運搬、処分を委託するものでございます。次に、18節備品購入費につきましては、総合体育館のトレーニング機器及び備品の更新を行うものでございます。使用頻度の高い有酸素運動機器の更新と体育館開館以来更新されていない機器を中心に購入するものでございます。主な購入備品といたしましては、トレーニング機器としてランニングマシン、エアロバイク、ダンベルセットなど。その他の備品といたしまして、音響設備、卓球台、バドミントン支柱、バレーボール等の審判台、ステージ用の机などでございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

続きまして、10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費であります。15節工事請負費であります。本年9月30日から10月1日に本県を通過しました台風24号による大雨と強風がございました。本町においても、町道等に倒木などがあり、その処理を行ったことや、小学校においては登校時間の繰り下げなど

がございました。

今回の災害復旧箇所は町道嘉太神線で、県道升沢吉岡線から嘉太神ため池の上流に通じます路線であります。国庫負担法における24時間雨量が80ミリメートル以上及び1時間雨量が20ミリメートル以上で工事費が60万円以上となる場合が国庫負担法に該当するものでございますが、本町においても24時間雨量については該当しませんでした。1時間雨量24ミリメートルを記録した場所がございました。しかし24ミリメートルを記録したエリアから外れておることから、国庫負担法による復旧に該当しないため、今回単独災害復旧費としてお願いするものでございます。復旧方法はかごマツトによりますのり面復旧を行うものであります。議案でも説明がありました明許繰越をお願いするものでございます。冬期間、積雪が多い場所であるため、雪解けを待っての工事となるものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

続きまして、議案書の23ページをお願いいたします。

議案第75号 平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成30年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,340万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,234万3,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、「第1表」によるものでございます。

第2条の債務負担行為の追加は、26ページの「第2表」になります。

大和町の特定健康診査業務をお願いするもので、期間につきましては平成30年度から平成31年度までとなり、限度額につきましては1,642万6,000円となるものでございます。

事項別明細書の30ページをお願いいたします。



歳入でございます。

3款1項2目1節児童福祉費補助金につきましては、実績確定による乳幼児医療費助成事業運営の強化補助金を増額補正するものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金1節保険基盤安定繰入金につきましては、保険税軽減分、保険者支援分を調整し補正するもので、2節職員給与費等繰り入れにつきましては人件費の調整によるものでございます。5節その他の一般会計繰入金につきましては、実績確定による乳幼児医療費助成事業の強化運営補助金相当分を増額補正するものでございます。

6款1項1目1節繰越金につきましては、25年度の繰越金の確定に伴い増額補正するものでございます。

31ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、人件費調整によるものでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費及び4目の退職被保険者等療養費の19節負担金補助金及び交付金につきましては、公費7割分の療養給付負担金であり、今後の給付見込みによる増額を行うものでございます。

5目審査手数料13節委託料につきましては、レセプトの審査手数料を増額するものでございます。

3款1項の医療給付費分につきましては、1目一般被保険者医療給付費分、同じく32ページ、2目退職被保険者医療給付費分につきましては、県への納付額の確定に伴い負担金を増額するものでございます。

2項後期高齢者支援金等分につきましては、1目一般被保険者医療給付費分、同じく2目退職被保険者等医療給付費分の納付額の確定に伴い負担金を調整するものでございます。

3項1目介護給付金分につきましても、納付額の確定に伴い負担金を調整するものでございます。

7款1項1目23節償還金利子及び割引金につきましては、一般被保険者保険税還付金を増額補正するもので、3目の償還金23節償還金利子及び割引料につきましては、平成29年度の療養給付国庫負担金確定による返還金が生じたため補正するものでございます。

33ページをお願いします。

4目23節償還金利子及び割引金につきましては、一般被保険者還付金加算金を減額するものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長（櫻井修一君）

続きまして、議案書27ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の事項別明細書につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第76号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成30年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）につきましては、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,462万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,371万7,000円とお願いするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、28ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条といたしまして、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。債務負担行為の追加につきましては、30ページの「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

債務負担行為の追加をお願いします事項につきましては、介護保険システムプログラムの保守業務から地域包括支援センターシステムハードウェア賃貸借までの6項目でございまして、平成31年4月1日から業務委託が開始されます事項につきまして、平成30年度中に発注行為を行うものでありまして、期間及び限度につきましては記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書38ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目介護保険給付費の1節につきましては、現年度分の介護給付に係ります国庫補助金でございます。

3款2項1目調整交付金の1節につきましては、現年度分の介護給付費に係ります調整交付金でございます。

同じく2目地域支援事業交付金の1節につきましては、現年度分の通所サービス事業費等に係ります調整交付金でございます。

4款1項1目介護給付費負担金の1節につきましては、現年度分介護給付費に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。同じく2目地域支援事業支援交付金につきましては、現年度分の通所サービス事業費等に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款1項1目介護給付費負担金の1節につきましては、現年度分の介護給付費に係ります県負担金でございます。

5款3項1目地域支援事業交付金の1節につきましては、現年度分の通所サービス事業費等に係ります県補助金でございます。

39ページをお願いいたします。

7款1項1目一般会計繰入金の1節につきましては、現年度分介護給付費の法定負担金でございます。2節職員給与費等繰入金につきましては、人件費調整分として職員給与費の繰入金でございます。4節地域支援事業繰入金につきましては、介護予防事業におきます法定負担金の繰入金でございます。

7款2項1目財政調整基金繰入金及び8款1項1目の繰入金につきましては、歳出予算見合い分を充てるものでございます。

40ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の3節につきましては、職員4名分の時間外手当の補正をお願いするものでございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付等から4目地域密着型介護サービス給付等の19節負担金補助及び交付金につきましては、それぞれの介護サービス給付費の確定見込み額の補正をお願いするものでございます。

41ページをお願いいたします。

2款2項1目高額医療合算介護サービスの19節負担金補助及び交付金につきましては、高額介護サービス給付費の確定見込み額の補正をお願いするものでございます。

2款4項1目特定入所者介護サービス等費の19節負担金補助及び交付金につきましては、特定入所者介護サービス給付負担金の確定見込み額の補正をお願いするものでございます。

4款1項1目介護予防生活支援サービス事業費の19節負担金及び交付金につきましては、介護予防通所介護サービス給付に要します負担金の確定見込み額の補正をお願いするものでございます。

4款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の3節につきましては、職員3名分の時間外勤務手当の補正をお願いするものでございます。

4款5項1目支払審査手数料の12節役務費につきましては、総合事業審査支払手数料を追加するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

続きまして、議案書31ページをお願いいたします。

議案第77号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成30年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,545万9,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表」によるものでございます。

第2条、債務負担行為の追加は、33ページの「第2表」により、宮城県後期高齢者医療広域健康診査業務をお願いするもので、期間は平成30年から平成31年度までとなり、限度額は530万2,000円となるものでございます。

事項別明細書47ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目事務費繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

5款2項1目保険料還付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金の補正をするものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、人件費の調整に伴い減額するものでございます。

3款1項1目保険料還付金23節償還金利子及び割引料につきましては、保険料の還付金を補正するものでございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長 （馬場久雄君）

ここで暫時休憩します。

休憩の時間は10分程度とし、午後2時10分の再開といたします。

午後 1時56分 休 憩

午後 2時09分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長 （熊谷 実君）

それでは、議案書34ページをお願いいたします。

議案第78号 平成30年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成30年度大和町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ304万2,000円を追加いたしまして、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,611万2,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書52ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、歳出見合いの財源調整による一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

5款繰越金1項1目繰越金につきましては、前年度繰越分の残額を計上するものでございます。

53ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款土木費1項1目一般管理費で2節給料、3節職員手当等、4節共済費はいずれも人件費の調整によるものでございます。

2項下水道建設費1目建設費で2節給料、3節職員手当等、4節共済費はいずれも人件費の調整によるものでございます。13節委託料につきましては、設計業務等の執行残を減額するものでございます。15節工事請負費につきましては、国庫補助対象でございますマンホール浮上防止工事3基の増工とマンホールポンプ2基の更新工事で950万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。この2つの事業については国庫補助となるものでございます。

2款公債費1項1目23節償還金利子及び割引料につきましては、現予算額と所要見込み額との差額を減額補正するものでございます。

引き続きまして、農業集落排水事業特別会計をお願いいたします。

議案書36ページでございます。

議案第79号 平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成30年度大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,016万7,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による

ものでございます。

第2条、債務負担行為の追加でございます。「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

議案書38ページをお願いいたします。

これにつきましては、平成31年4月1日から委託業務が開始される事項等につきまして、平成30年度中に発注行為を行うために債務負担行為のご承認をお願いするものでございます。

事項等でございます。農業集落排水施設汚泥引き抜き運搬業務でございます。限度額を355万8,000円とするものでございます。

事項別明細書57ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、前年度繰越金の計上に伴います財源調整による減額を計上するものでございます。

4款繰越金1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金の計上でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款農業集落排水事業費1項1目一般管理費で、2節給料、3節職員手当等、4節共済費はいずれも人件費の調整によるものでございます。11節需用費につきましては、宮床堂ヶ森ポンプ場水位計の修繕料64万8,000円を計上するものでございます。

続きまして、議案書39ページ、戸別合併処理浄化槽でございます。

議案第80号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成30年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,710万5,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

議案書41ページをお願いいたします。

事項等でございますが、合併処理浄化槽管理業務で限度額を1,203万4,000円とするもの、合併処理浄化槽清掃業務で限度額を1,395万2,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書62ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、歳出見合いの財源調整による減額を計上するものでございます。

続きまして、63ページ、歳出でございます。

1款合併処理浄化槽費1項合併処理浄化槽管理費1目一般管理費で、2節給料、3節職員手当等、4節共済費はいずれも人件費の調整によるものでございます。

2項1目合併処理浄化槽建設費で、2節給料、3節職員手当等、4節共済費はいずれも人件費の調整によるものでございます。

2款公債費1項公債費2目利子23節償還金利子及び割引料につきましては、現予算額と所要見込み額との差額を減額補正するものでございます。

続きまして、水道事業会計でございます。

議案書42ページをお願いいたします。

議案第81号 平成30年度大和町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、総則です。平成30年度大和町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出でございます。平成30年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款水道事業収益に2,117万5,000円を追加いたしまして、合計を10億1,515万1,000円といたしまして、第2項営業外収益にも同額を追加し、合計1億9,755万2,000円とするものでございます。

支出でございます。

第1款水道事業費用に95万1,000円を追加いたしまして、合計を9億7,626万5,000円といたしまして、第1項営業費用においても同額を追加し、合計9億5,627万6,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出の予定額でございます。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的収入に87万5,000円を追加いたしまして、合計を6,920万2,000円といたしまして、第4項負担金にも同額を追加いたしまして、合計1,259万5,000円とする



ものでございます。

支出でございます。

第1款資本的支出に87万5,000円を追加いたしまして、合計を3億5,397万9,000円といたしまして、第1項建設改良費にも同額を追加いたしまして、合計2億6,962万1,000円とするものでございます。

第4条、債務負担行為の承認をお願いするものでございます。

事項と期間、限度額でございますが、期間については省略させていただきます。

各種水道メーター購入（単価契約）でございますが、3,317万8,000円でございます。続きまして、テレメータ・データログ保守点検業務でございますが127万円、水道開始・中止作業業務367万7,000円、水道事業庁舎で取り扱います現金の輸送業務を今回新たにお願いするものでございます。38万円をお願いいたします。

議案書43ページをお願いいたします。

第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費4,585万円に改めるものでございます。

第6条、他会計からの補助金でございます。予算第7条中「1億1,445万4,000円」を「1億3,560万9,000円」に改めるものでございます。

事項別明細書のほうをお願いいたします。69ページになります。

平成30年度大和町水道事業会計補正予算の内訳書でございます。

収益的収入。

1款水道事業収益2項1目他会計補助金の一般会計補助金でございますが、上水道高料金対策基準単価の通知が国よりありましたこと、それから簡易水道管理費分の確定によりまして、2,117万5,000円を補正計上するものでございます。

収益的支出。

1款水道事業費用1項1目浄配水費につきましては、給料と人件費の調整によるもの、通信運搬費は水道料金改定のお知らせを水道使用者全員に発送するための経費を計上するものでございます。

3目総係費につきましては、水道事業庁舎に係ります修繕費62万3,000円を計上するものでございます。

70ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

1款資本的収入4項負担金1目工事負担金につきましては、消火栓設置工事に伴い

ます町からの負担金を計上するものでございまして、箇所については城内中地区でございまして。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目配水管布設事業費につきましては、配水管布設工事に伴いまして新たに消火栓を設置する経費87万5,000円を計上するものでございまして。

以上でございまして。よろしくお願ひいたします。

議 長 （馬場久雄君）

生涯学習課長櫻井和彦君。

生涯学習課長 （櫻井和彦君）

続きまして、議案第82号をご説明申し上げます。

議案書44ページをお願い申し上げます。あわせまして、議案説明資料、議案第82号関係をご参照願ひたいと思ひます。

それでは、議案第82号 指定管理者の指定についてでございまして。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指名するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございまして。

記といたしまして、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございましてが原阿佐緒記念館、宮床宝蔵、旧宮床伊達家住宅、宮床歌の小径の4施設でございまして。

2といたしまして、指定管理者となる団体の名称。

3、指定の期間ですが、説明資料のほうでご説明をさせていただきます。

説明資料の1ページでございまして。

1、施設の名称及び位置でございましてが、名称につきましては先ほど申し上げました4施設でございまして。位置につきましては、記載のとおりでございまして。

2、指定管理者となる団体の名称でございましてが、宮床歴史の村保存会、代表者、会長鈴木克芳氏でございまして。所在地につきましては、大和町宮床字下小路64番地でございまして。

3、指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございまして。これは前回の指定と同年数となっております。

4、募集期間でございまして。平成30年10月1日から同年10月31日の1カ月間にわた

りまして募集を行いました。

5の応募団体でございます。今回、宮床歴史の村保存会の1団体の応募ございました。

6、選定の経過でございます。

平成30年8月27日開催の大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」と申し上げます）におきまして、現在の指定期間全体を通じた管理運営に関し総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法については公募といたしたものでございます。

平成30年11月9日に選定委員会を開催し、選定に当たっては公募による応募は1団体でありましたが、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、提出された関係書類及び応募団体からの説明をもとに、選定委員会において各委員が選定基準により評価を行いまして、その評価点が町の求める水準を満たしていることから、指定管理者の候補者として選定いたしましたものでございます。

7、指定管理料の見込み額でございます。平成31年度分といたしまして、4施設合わせまして1,179万8,000円でございます。前回の期間につきましては1,094万7,000円ございましたので、年間85万円ほど増加いたしております。これは、最低賃金の改定等による人件費の見直しや消費税の増税等を考慮したものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、あしたの午後1時30分です。

大変お疲れさまでました。ご苦勞さまでした。

午後2時28分 延 会